

会 議 録

| | |
|-------|--|
| 会議の名称 | 第3回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会 |
| 開催日時 | 平成28年1月13日(水) 18時30分～20時45分 |
| 開催場所 | 501会議室 |
| 出席者 | 座長 石田 万友実 副座長 石川 浩乃 委員 河合 悦治 委員 金子 善典 委員 星山 孝子 委員 遠藤 英樹 委員 手塚 静枝 委員 山上 睦只 委員 安部 孝良 委員 吉野 博司 アドバイザー 石井 晴夫 |
| 事務局 | 経営企画課 早川課長 西口主幹 町田副主幹 吉田主事 |
| 議題 | 1 開会 2 委員による懇話 (1) 受益者負担の割合について (2) 市外利用者の基準について (3) 激変緩和措置について (4) 施設駐車場の取扱いについて (5) 営利目的利用者の取扱いについて 3 閉会 |
| 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 会議資料 | 【次第】 第3回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会 【会議資料1】 前回の懇話会のまとめ 【会議資料2】 貸室をメインとした受益者負担の分類 【会議資料3】 市外利用者の基準について 【会議資料4】 激変緩和措置について 【会議資料5】 施設駐車場の取扱いについて 【会議資料6】 営利目的利用者の取扱いについて |

(会議発言の経過)

| 発言者 | 議題・発言内容・決定事項 |
|-----|---|
| 事務局 | <p>■開会 ただ今から第3回戸田市受益者負担の見直し方針の見直しに係る懇話会を開会するので、よろしく願います。</p> |
| 座長 | <p>■委員による懇話 (1) 受益者負担の割合について それでは、皆さんで話し合っていきたい。 委員の皆さん何かあるか。</p> |
| 委員 | <p>会議資料2のCの領域とEの領域を中心として検討する必要があると考える。具体的には、プールやテニスコートについても大規模公共施設と考えることができるので、Dの領域に位置付けても良いのではないかと考える。</p> |
| 委員 | <p>想定しているテニスコートやプールの規模にもよるが、既存の公共施設のレベルであれば、民間企業でもサービスが提供されている。そのため、Eの領域でも良いと考える。また、同様に考えるとフットサル場についてもEの領域で良いと考えている。 Eの領域の中で検討が必要であるとする、民間であまりサービスが提供されていない「武道場」をDの領域に位置付けても良いのではないかと考える。</p> |
| 委員 | <p>武道場とは、どこの施設のことか。</p> |
| 事務局 | <p>スポーツセンターが該当する。</p> |
| 座長 | <p>民間で提供されているサービスかどうかで検討することは、基準として良いことであると考えている。</p> |
| 委員 | <p>学童保育室や社会適応訓練室については、他の貸室と性質が異なるので、Bの領域に位置付けても良いのではないかと考える。</p> |
| 座長 | <p>市場性の観点から、学童保育室については左上のCの領域ではないかと考えることもできるがいかがか。</p> |
| 委員 | <p>学童保育室については、子どもの育成、生産年齢の増加という観点からBの領域で公費を多くしても良いのではないかと考える。</p> |
| 委員 | <p>学童保育室に関して、多くの民間企業がサービスを提供している場合に公費負担を多くすると、これから市場に参入しようとしている民間企業の参入を妨げるおそれがある。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>親の立場からすると、学童保育室を使いやすくして、働きやすい環境づくりにつなげてほしいと考えているので、なるべく公費が多い方が良くと思う。</p> |
| 委員 | <p>学童保育室の場合は、単なる貸室というハードではなく、指導員などのソフト部分も含んでいるため、他の貸室とは性質が異なる。そのため、本方針の中で学童保育室については検討をしなくても良いのではないかと感じる。</p> |
| 委員 | <p>「和室」との記載があるが、この貸室の利用目的とは何か。 仮に茶華道室も含むとした場合は、Eの領域に位置付けるための検討を行う必要がある。</p> |
| 事務局 | <p>市民同士のコミュニケーションの場とする多目的利用であるため、「茶華道室」とは異なる。</p> |
| 委員 | <p>多目的利用であれば、Cの領域で良いと考える。 学童保育室と社会適応訓練室については、Bの領域で良いのではないかと考えている。また、フットサル場については、民間で提供されていることに加え、戸田市では倉庫などを利用したものもあり、大規模な施設ではないと考えるので、Eの領域に位置付けて良いのではないかと考えているものとしては、子どもなどの利用が想定されている学校教育に關係の深い施設である。しかしながら、学校教育に關係の深い施設とするとほとんどの施設がDに位置付けることとなるので、プール等の民間が参入している施設については、Eの領域とし、武道場などの民間の参入がなされていない施設をDと位置付けるのが良いと考える。</p> |
| 委員 | <p>社会適応訓練室は、障がいを抱える方が社会に適応できるような訓練を行う場である。実際には、日常生活の訓練からパソコン操作訓練といった就職に向けた訓練もある。 したがって、貸室とは性質が異なる部分もあるので、Bの領域としても良いのではないかと考えている。</p> |
| 委員 | <p>社会適応訓練室については、左上のCの領域に位置付けている自治体もあるようだが、性質が異なるという観点からするとBの領域で良いのではないかと考えている。 学童保育室については、貸室だけでなく、指導員などのソフトの面もあるので、受益者負担割合の中で検討していく必要はないと考える。 また、フットサル場やテニスコートなどについては、Eの領域で良いが、武道場については、民間の企業が参入しにくい部分があるので、Dの領域でも良いと考える。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 社会適応訓練室については、Bの領域であると考え。しかしながら、本訓練室は、一般の人が会議室として借りることも可能であるので、そういった場合はCの領域といった扱いが必要である。 |
| 委員 | フットサル場については、テニスコートなどと揃えて配置するのが良い。 武道場については、趣向もあるのでEの領域で良いと考えられる反面、採算が取りにくいという観点から、Dの領域で良いのではないかと考える。 |
| 委員 | 多目的ホールについては、Eの領域でよろしいのか。 |
| 委員 | 多目的ホールとは、どのようなものか。 |
| 事務局 | 多目的ホールとは、コンサート会場のようなものではなく、ダンスの練習や展示といった多目的に利用される貸室である。 |
| 委員 | ダンスや演芸などの多目的に利用されるということなら、Eの領域で良いと考える。 |
| 委員 | 多目的ホールではなく、ホールについてはいかがか。 また、ホールを追加してみても良い。 |
| 事務局 | 新曽福祉センターのホールについては、現行の方針で考えると受益者負担 60%公費負担 40%である。 |
| 委員 | 受益者負担の割合の図の貸室にどの公共施設と紐付くのかを記載してほしい。 |
| 事務局 | 一つひとつの図の枠の大きさ等も考慮すると、施設名称を入れることは困難なことが想定されるが、できるだけ見やすい資料づくりに努めたい。 |
| 座長 | それでは、他の議題もあるため、(1) 受益者負担の割合についてはこれまでとする。 |
| 座長 | (2) 市外利用者の基準について それでは、皆さんで話し合っていきたい。 委員の皆さん何かあるか。 |
| 委員 | 公費負担の割合に応じた市外利用者料金の設定として、倍率を設定してみてもどうか。例えば、公費が 50%の場合は、2 倍と設定して公費負担の実質 0%とする方法である。公費が 25%の場合は、1.25 倍と設定する方法である。 |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>そのような方法を採用した場合、公費負担が 0%のものに対しては、市外利用者料金を設定しないということになる。そのため、市外利用者が多くなり、市民の利用が阻害される場合が想定される。市外利用者料金を設定する目的として、税の不公平性という観点だけでなく、市民が優先的に利用できるようにするためという観点も検討することが必要である。</p> |
| 委員 | <p>税の不公平性と市民が優先的に利用できる観点は必要なことであると思うので、市外料金設定することについては、賛成である。</p> |
| 委員 | <p>他市の参考例をみると、2 倍を採用している自治体もあるようなので、最大の倍率としては、2 倍としても良いのではないかと。</p> |
| 座長 | <p>最大の倍率として 2 倍で良いのではないかとのことだが、3 倍でも良いのではないかとといった意見はあるか。</p> |
| 委員 | <p>感覚的な話になるが、3 倍は高すぎるというイメージが拭いきれないので、最大の倍率として 2 倍で良いのではないかと。</p> |
| 委員 | <p>公共施設の料金設定が安いということを考えると、3 倍にしても民間等の施設と比べて高くないということであれば、3 倍でも良いと感じるところであるが、中々判断が難しい。</p> |
| 委員 | <p>市民が優先的に利用できるように市内利用者と市外利用者との間に料金に差を設けることには賛成である。しかしながら、市外利用者が利用しにくい料金設定となることに伴い、公共施設の稼働率が低下することも想定されるので、1.5 倍でも良いのではないかと考えている。</p> |
| 委員 | <p>稼働率等の観点も含めた倍率の設定も必要であるので、一律に 2 倍にするといった規定ではなく、1.5 倍から 2 倍といった柔軟な規定にしてみてもどうか。</p> |
| 委員 | <p>新曽南多世代交流館における市外利用者の料金設定は、60 分 40 を乗じて得た金額を加算したものであり、上戸田地域交流センターでは、2 倍の料金設定としている。</p> |
| 委員 | <p>そうであれば、市外利用者利用金の設定については、1.5 倍から 2 倍といった柔軟な規定で良いのではないかと。</p> |
| 委員 | <p>稼働率なども考慮した上で、市外利用者料金を設定することに賛成である。公共施設の収入を最大化できるように市外利用者の倍率を設定できる 1.5 倍から 2 倍の規定が良いと思う。</p> |
| 委員 | <p>2 倍がシンプルで良いと考えていたが、これまでの話を聴いていると 1.5 倍から 2 倍といった規定で良いと感じた。</p> |

| | |
|--------|--|
| アドバイザー | <p>市外利用者料金の設定倍率については、コストや稼働率などを考慮しながら各公共施設の倍率を設定するという方法もあり、行政の透明性の確保につながるが事務局としてはいかがか。</p> |
| 事務局 | <p>コストや稼働率などを考慮して市外利用者料金の倍率を決定することは、市民への説明責任を果たすことができるので、良い方法である。そのため、各公共施設の市外利用者料金の倍率を設定する際は、そのような計算が事前に必要になると思われる。</p> <p>しかしながら、これまであった意見のように上限倍率を設定することも必要な視点であると感じるので、御議論いただいたしだいである。</p> <p>なお、本懇話会では各公共施設の具体的な料金倍率を決定するものではなく、あくまで方針を決定していくものである。</p> |
| アドバイザー | <p>各公共施設における実際の市外利用者の倍率を決定するに当たっては、稼働率やコストの観点から計算することが必要である。</p> <p>その場合については、貸室の目標稼働率を設定し、それに向けて市外利用者の倍率を何倍にするのかなどの観点から考えることが必要である。</p> |
| 委員 | <p>その方法に賛成であるが、市内・市外利用者の比率といった、計算するための基礎データは、各公共施設によって把握しているのか。</p> |
| 事務局 | <p>各公共施設によっては把握しているデータもあれば、把握していないデータもあるが、これからデータを収集していくことは可能であると考えている。</p> |
| 座長 | <p>それでは方針として、市外利用者料金の設定倍率を1.5倍～2倍といった柔軟な規定として、実際の公共施設の利用料金を設定する際は、アドバイスをいただいたとおり、貸室の目標稼働率等を設定するなど稼働率やコストの観点から計算し、それに向けて市外利用者の倍率を具体的に決定していく方式としたいがいかがか。</p> |
| 各委員 | <p>賛成</p> |
| 座長 | <p>市民の定義については、何か意見はあるか。</p> |
| 委員 | <p>市内に在勤・在学する者も市の地域発展に貢献していると考えれば、市内利用者として良いのではないか。</p> |
| 委員 | <p>戸田市に少なからず貢献していることに鑑みれば、その考え方に賛成である。</p> |
| 座長 | <p>その他に意見もないようなので、市民の定義については、市内に在勤・在学する者も市内利用者にするということによろしいか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 各委員 | 賛成 |
| 座長 | 市外の子どもの利用料金の設定については、何か意見はあるか。 |
| 委員 | 子どもの定義について、考える必要がある。子どもを区切る場合は、年齢で区切るのが良いのではないか。 |
| 委員 | 年齢で区切るのであれば、12歳くらいまでを子ども料金としても良いのではないか。 |
| 委員 | 現在、子ども料金を設定していて、その料金に市外利用者料金の上乗せをしているのか。 |
| 事務局 | 上戸田地域交流センターでは、子ども利用料金を設定しており、市外利用の子どもには、子ども料金の2倍を利用料としている。 |
| 委員 | 子どもの定義を考える前に大前提として、子どもの市外利用者料金を設定する意義とは何になるかを考える必要がある。 |
| 委員 | 他市の子どものにも戸田市に小さいころから愛着を持ってもらうことを目的として、利用を促すようにするなどが考えられるが、市内の子どもに優先的に利用してもらうことを考えると市外の子どもの利用者についても市外利用者料金を設定しても良いのではないか。 |
| 座長 | 市外の子どもの利用者についても市外利用者料金を設定しても良いのではないかという意見があったが、各委員はいかがか。 |
| 各委員 | 賛成 |
| 座長 | それでは、子どもの市外利用者料金は設定するという事とする。そのほかに、何かあるか。 |
| 委員 | 団体の市外や市内の区分についても、しっかりと分けることが必要ではないか。 |
| 座長 | 団体における市内または市外利用者の分け方としては、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であるかどうかなどを一つの基準としてみてはいかがか。 |
| 委員 | これまでは申請者が市内利用者に該当するかどうかを基準にしていたと思うが、この方法では市内利用者に申請をしてもらうだけで、後は市外利用者が利用してしまうという事態も起きていた。したがって、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数であるかどうかを基準にすることは良いと考える。 |

| | |
|--------|---|
| アドバイザー | <p>そのような基準で考える時は、団体の構成員に含めるか含めないかは別として、参加者の取扱いについても考えることが必要である。例えば、野球場の利用などで考えると、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数の野球チームが申請すると市内利用料金となるが、試合をする対戦相手（参加者）を含めると市内利用者に該当する団体の構成員が過半数を下回る場合がある。</p> |
| 委員 | <p>そこまで厳密に規定していくとほとんどが市外利用者料金になり、貸室の稼働率も減ってしまうおそれがある。したがって、参加者は含めず、団体で申請する場合は、申請団体が市内利用者に該当する団体の構成員が過半数以上かどうかで規定することで良いのではないかと。</p> |
| 座長 | <p>それでは、申請団体の市内・市外の基準としては、市内利用者に該当する団体の構成員が過半数以上かどうかで規定することとしてよろしいか。</p> |
| 各委員 | <p>賛成</p> |
| 座長 | <p>それでは、(2) 市外利用者の基準はこれまでとする。</p> |
| 座長 | <p>(3) 激変緩和措置について それでは、皆さんで話し合っていきたい。 委員の皆さん何かあるか。</p> |
| 委員 | <p>激変緩和措置については、料金設定に応じて、上限倍率を設けても良いのではないかと。なぜなら、1万円から2万円に料金を改定する場合と100円から200円に料金を改定する場合を比較すると同じ2倍としても、大きな差があるように感じるからである。</p> |
| 委員 | <p>料金に応じた上限倍率を設定すると、金額に応じた上限倍率をどのように設定していくのが問題となるのではないかと。</p> |
| 委員 | <p>公共施設はもともと料金設定が安いという前提があるのだから、激変緩和措置というものが本当に必要かどうかと考えてしまう部分もある。 仮に激変緩和措置を設けることとしても、改定期間はなるべく短く設定すべきであると考えている。なぜなら、改定期間を長く設定した場合、公共施設を運営するに当たって、それだけ市の持ち出し期間が長くなるからである。</p> |
| 委員 | <p>長く期間を設けて値上げしていくと、いつも値上げをしていることとなり、逆に市民生活に影響を与えてしまうのではないかと感じるのと、短くメリハリをつけた料金改定とすることが必要である。</p> |
| 委員 | <p>いつも値上げをしていると公共施設を利用している団体運営における会計上の問題も出てくるので、短い期間で値上げすることが必要である。</p> |

| | |
|--------|--|
| 委員 | 改定期間を短く設定することに賛成である。しかしながら、改定料金が大きい場合については、ある程度の期間を設けても良いのではないかと感じるところではある。 |
| 委員 | もともと安い料金でも急激に料金が上がってしまうことは、市民生活にも影響が出ると考えられることから、料金改定の上限設定倍率は、これまでどおりの1.5倍で設けて、改定期間を短く設定していくことで良いのではないか。 |
| アドバイザー | そのような基準を設けていくことは重要なことである。そのことに加えて、実際に料金を改定する際は公共施設の経営状況を考慮して、改定することも必要である。 |
| 座長 | それでは、激変緩和措置については、適正な利用料金までに小刻みに料金改定を行うとかえって市民生活に影響が出ることが想定されることから、適正料金への改定期間をなるべく短くし、改定上限倍率を1.5倍と設定することとしてよろしいか。 |
| 委員 | 概ね賛成であるが、公共施設の経営状況への考慮についてはどうするか。 |
| 委員 | 公共施設の経営状況への考慮については、施設の経営状況が特別に悪い状況であることや適正な利用料金と大幅にかけ離れている場合が想定されるため、「特別な場合を除き」といった条件を加えてみてはどうか。 |
| 座長 | それでは、特別な場合を除き、適正料金への改定期間をなるべく短くし、改定上限倍率を1.5倍と設定することとしてよろしいか。 |
| 各委員 | 賛成 |
| 座長 | それでは、(3) 激変緩和措置についてはこれまでとする。 |
| 座長 | (4) 施設駐車場の取扱いについて それでは、皆さんで話し合っていきたい。 委員の皆さん何かあるか。 |
| 委員 | 駐車場を有料化して増収化を図っていくことは良いことであると考え。さらに、市役所を有料化することは、市民の公平性の観点からも必要なことであると考え。なぜなら、市役所の無料駐車場を有効活用して、無料駐車できる市民がいる一方で、近くに公共施設等の無料駐車場がない市民は有料で駐車をしなければならないからである。 また、駐車場の有料化に当たっての手法も様々ことを検討する必要がある。例えば、駐車場の運営を市が行うのか、それとも一括委託とし、運営も全て含めて民間企業に任せるなどの手法がある。 |

| | |
|----|--|
| 委員 | <p>増収策と公平性という観点から有料化に賛成である。むしろ、なぜ有料化しないのかと疑問を抱くくらいである。</p> |
| 委員 | <p>増収策を進めていくのであれば、積極的に駐車場の有料化を行っていくべきである。また、他市に行ってみても駐車場が有料化されているという実態を見ると、有料化をした方が良いと思う。</p> |
| 委員 | <p>駐車場の有料化には賛成であるが、有料化する際は、全ての施設を無条件に有料化するのではなく、会議資料5のとおり、初期費用などを勘案して採算がとれるかどうかの検討を経て、有料化を実施することが必要であると考えている。</p> |
| 委員 | <p>増収策という観点からすると、確かにそのとおりである。また、駐車場を有料化することによって、公共施設の利用者が減るなどのことから施設自体の収入が減少するようであると意味が無いので、施設利用者の利用状況や施設の場所を考慮することも重要である。</p> |
| 委員 | <p>施設利用者に対しても有料とするのか。それとも施設利用者に限っては無料とするのか。</p> |
| 委員 | <p>駐車場の有料化の議論に当たっては、公共施設を利用していない人に空いている駐車場を積極的に利用してもらうようにするのかどうかということが考慮すべき事項の一つとなるのではないかと考えている。</p> <p>例えば、ある公共施設では、施設を利用しない人は駐車場が空いていたとしても利用することを断っているが、この空き駐車場を有効活用して有料で貸し出すということである。</p> <p>個人的には、公共施設利用者を無料にした上で、空き駐車場を有料で貸し出して、空きスペースの有効活用をすべきであると考えている。</p> |
| 委員 | <p>その意見に賛成である。</p> |
| 委員 | <p>上戸田地域交流センターでは駐車場を有料化しているが、施設利用者は15分だけを無料としている。公共施設利用者全てを無料化してしまうと採算が取れなくなるため、利用者状況に応じた料金設定をしていく必要があるのではないかと考えている。</p> |
| 座長 | <p>公共施設の駐車場については、原則有料化とすることとして、有料化を実施する際は、公共施設の利用状況、施設の場所、初期費用などを勘案して採算がとれるかどうかの検討すること。</p> <p>また、駐車場の設定金額については、近隣他市又は民間企業の料金と比較し設定し、公共施設の利用状況に応じて無料などを検討するというようにしてほしい。</p> |

| | |
|-----|---|
| 各委員 | 賛成 |
| 座長 | それでは、(4) 施設駐車場の取扱いについてはこれまでとする。 |
| 座長 | (5) 営利目的利用者の取扱いについて それでは、皆さんで話し合っていきたい。 委員の皆さん何かあるか。 |
| 委員 | 会議資料6の中に上戸田地域交流センターに関する規定があるが、実際の利用状況について述べると、施設自体の運営が平成27年9月から開始されてから会議資料6の(1)の入場料を取るパターンは13件である。利用者としては、NPO団体や個人利用が多く、無農薬試食会、健康ダンスといった多種多様な事業が開催された。 (2)の営利活動を目的とした貸室件数については7件の貸し出しを行った。利用者としては、一般の事業者による会議やフラダンスといったもので多種多様にわたっている。 なお、これらは平成27年9月からの実績値であるので、これから増加していく可能性を秘めている。 |
| 委員 | 増収策という観点からすると、営利目的の貸室についても積極的に行っていく必要があると考える。 |
| 委員 | 営利目的の規定を設けることには賛成であるが、営利・非営利の見極めが非常に難しいところである。その分けをどうしていくのが問題となる。 |
| 事務局 | その基準については、NPO団体として認証を受けているか、また、実際の事業目的や内容に鑑みて、営利か非営利かを判断していくのが、妥当ではないかと考えている。 |
| 委員 | NPO法人であっても、営利的な事業を実施する場合は、会議資料6の下段(2)に該当するということか。 |
| 事務局 | 事務局としては、そのように解釈した方が良いと考えている。 |
| 委員 | 営利・非営利の判断として、事業終了後に収支報告をしていただき、収益が出る場合に営利目的利用としている。 |
| 委員 | 現在も収支報告書の提出をお願いしているところである。 |
| 委員 | 営利目的の貸出を行う際は、3倍より高い料金設定をすることが必要であると考え。 なぜなら、民間企業より、安い値段で部屋を借りられる状況になると民間企業の予約が殺到する可能性があるため、一般市民が借りられなくなる |

| | |
|--------|--|
| | おそれがあるからである。 |
| 委員 | そのように考えると、3倍より高い料金設定とすることが必要であるが、3倍といった基準の倍率をきめてしまうと実際の民間企業より、安い貸室が発生してしまうおそれがあるため、柔軟に対応できる3倍から10倍までといったような基準を設ける必要があると考える。なお、実際の料金設定においては、民間企業の動向を踏まえながら、倍率を設定していく必要がある。 |
| 委員 | 上戸田地域交流センターの営利利用者については、3倍としているが、文化会館では2倍の料金設定しているところである。 したがって、現在の営利目的利用については、2倍から3倍ということになっている。 |
| 座長 | 非営利的に入場料を取る場合の基準倍率には特に意見が無かったため、会議資料6の(1)のとおりとすること。 また、民間の貸室より不当に安くなるなどの特別な場合を除いて、営利目的利用の倍率については、2倍から3倍という基準にするということによろしいか。 |
| 各委員 | 賛成 |
| 座長 | それでは、そろそろ開始から2時間が経過するため、石井アドバイザーからコメントをいただきたい。 |
| アドバイザー | 本日は、受益者負担とは何なのかに迫る議論であったと感じる。また、戸田市は、財源が豊かであったが、現在はそうでなくなった経緯を十分に踏まえた議論となっていて非常に有意義な議論であったと思う。 他市の審議会等にも参加しているが、行政側からとにかく料金を上げてくれといった意見が多いが、戸田市は市民とともに受益者負担を考えており、値上げありきの議論となっていない。 また、無料駐車場については、なるべく費用を掛けないようにしているため、管理が行き届いていないことが多い。そのため、安易な駐車が目立ち、本市の利用者である施設を利用する人が、とても使いにくい状況となっていることが多くみられる。そういった視点からも100円でも50円でも良いので、駐車場を有料化することは必要なことである。 公共施設の料金の見直し等を図る際は、公共施設の経営状況や公共施設の維持管理費用などに加え、その施設が使いやすくなるような視点を取り入れて、優先順位を付けて実施していく必要がある。 本日の議論は、非常にロジカルで素晴らしい議論であったので、次回の懇話会においても活発な議論を期待したい。 |
| 事務局 | ■閉会 次回の会議については、平成28年2月10日(水)午後6時30分からを予定しており、次回の懇話会についても、本日と同様の本庁舎5階501 |

| | |
|--|---------------------------|
| | <p>会議室となるので、よろしく願います。</p> |
|--|---------------------------|